

# 姫路市立前之庄小学校いじめ防止基本方針

姫路市立前之庄小学校

## 1 本校の基本方針

本校は、『夢や希望を語り、仲間と共に、たくましく生きる児童の育成』を学校教育目標とし、『主体的に学ぼうとする子ども』、『よさを発揮し、進んで心身を鍛える子ども』、『互いを認め、共に生きようとする子ども』をめざす児童像と設定し、教育活動を推進している。すべての児童が安心・安全な学校生活を送り、将来への夢を持って、学習をはじめとする様々な活動に取り組むためには、いじめの未然防止、早期発見、適切な事後処理は必要不可欠である。ここに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努め、組織的に対応し、速やかに解決するため、『姫路市立前之庄小学校いじめ防止基本方針』を改訂する。

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本的な姿勢

本校は、全校児童数が200人を下回る小規模校で、平成27年度より全学年単学級で編成されている。また、本校区は、一小一中で中学校も含め義務教育9年間、学級編成作業もなく人間関係の固定化が課題となっている。生活指導においては、学校で起こっていることや指導すべき内容、約束事をしっかりと全教職員で共通理解し、前之庄小の児童の指導に当たるといふ学校参画意識を持って、同一歩調で指導できるよう取り組みを進めている。いじめに対する基本的認識としては、以下の通りである。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。さらに、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめられている本人が否定する場合でも、けんかやふざけ合っている場合でも当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (3) いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
- ・ いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・ いじめは、違法行為であり教職員の指導の在り方が問われ、家庭教育の在り方に大きく関わりを持っている。
- ・ いじめは、学校・家庭・地域社会などがそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ・ いじめには、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- ・ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 指導体制

いじめ防止や早期発見等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員や心理等に関する専門的な知識を有する関係者(スクールカウンセラー等)により構成される教育相談体制、生徒指導などの校内組織及び連携する関係機関を定め、組織的な対応に徹する。

#### 【管理職】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく指導体制を校内に組織
- ・ いじめは、人間として絶対に許されないという姿勢を堅持
- ・ 学校評価項目に位置づけ、評議委員や保護者や地域、関係機関との連携

#### 【いじめ防止対策委員会】

- 校長・教頭・生徒指導担当(校内外)・児童支援・養護教諭・SC・SSW・関係教職員により構成する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
  - ・ 年間計画の作成、実施、検証、改善
  - ・ 校内研修等の企画・実施
  - ・ 配慮を要する児童の支援方針検討
  - ・ 学校評議員会での学校評価項目に位置づけ、結果を検証、改善
  - ・ アンケート調査と結果の分析
  - ・ スクールカウンセラーや民生委員・児童委員との連携
  - ・ 保護者や地域への情報提供

#### 【全職員】

- ・ いじめの未然防止、早期発見
- ・ いじめの事案を認知した際の組織的対応

#### (2) 未然防止・早期発見・早期対応のために

学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行う。いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応、教職員の資質能力の向上を図る校内研修など年間計画を定め、取り組む。

#### 【未然防止】

- 確かな学力の育成
  - ・基礎的な知識・技能の確実な定着と思考力や判断力，表現力の育成
  - ・小集団の話し合いを効果的に取り入れた授業作りの推進
- 特別活動の充実
  - ・児童主体の話し合い活動や集会活動を通じた望ましい人間関係の形成
- 道徳，人権教育の充実（心の教育）
  - ・友だちを思いやる気持ちや人権意識の高揚
  - ・情報モラルの育成
- 保護者・地域・中学校との連携
  - ・オープンスクール（授業参観）の定期的な実施や学校便り等による情報発信
  - ・小中一貫教育による義務教育9年間を見通した学力と人間関係力の育成
- 体験活動，芸術，文化活動の充実
  - ・体験的で文化的な活動の積極的な推進と人間的な触れ合いの醸成
  - ・感動する心や個性・能力の伸長を図る
- 自尊感情，自己有用感の育成
  - ・ライフスキル教育，キャリア教育，小中一貫教育の推進
- 教職員研修の充実
  - ・授業研修，生徒指導研修の推進
  - ・いじめ対応マニュアルの活用，いじめ防止の取り組みや事例事案研修

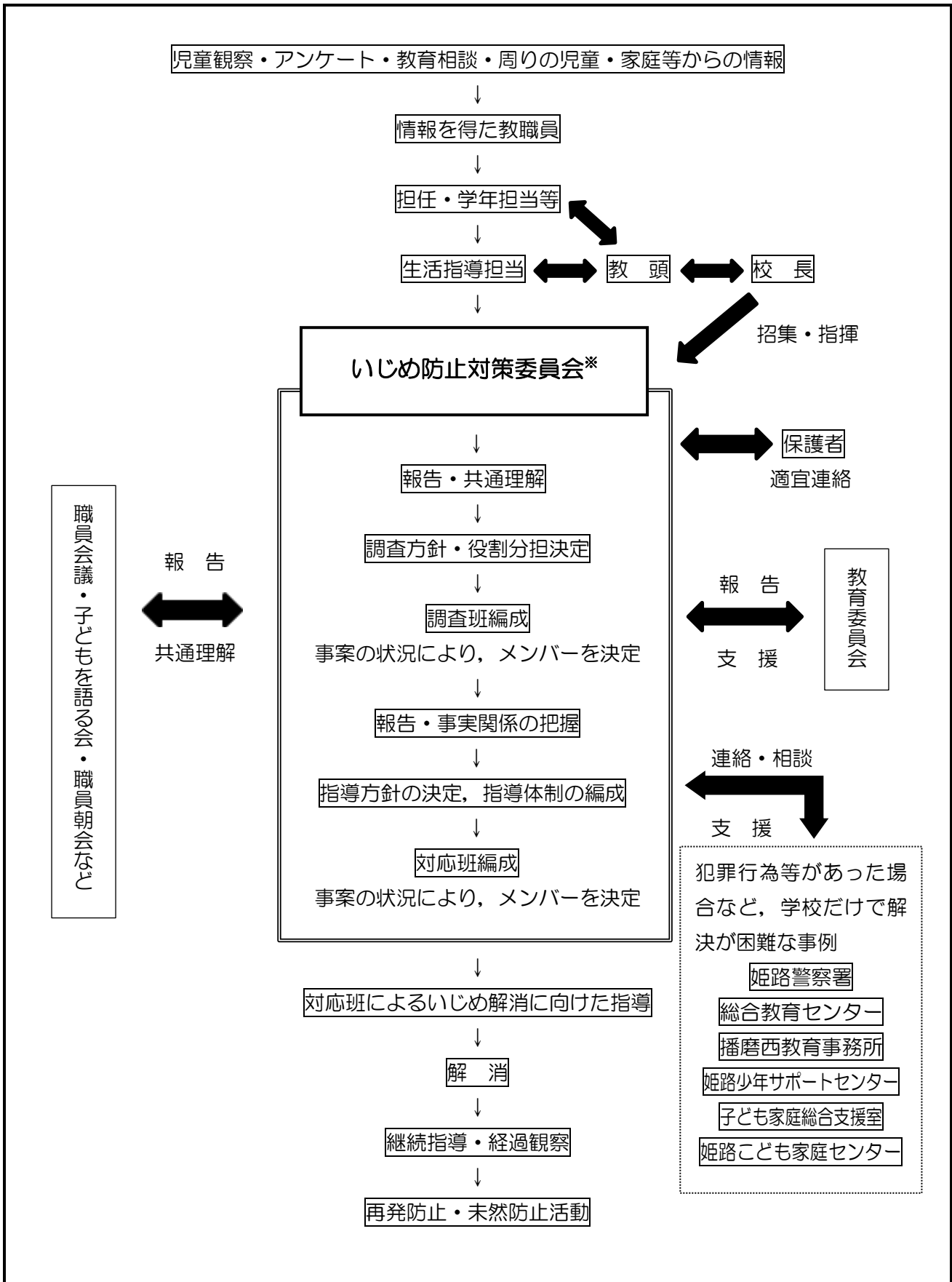
#### 【早期発見】

- 相談体制の確立
  - ・カウンセラーの活用と相談体制の確立と保護者への啓発活動
- 情報収集と共有
  - ・普段の児童とのふれ合いや日記等から児童の悩みや訴えの把握
  - ・養護教諭や他の教職員による密な情報交換や収集
  - ・毎学期のいじめアンケート実施
  - ・生活指導委員会・職員朝会・職員会議等での学級の問題のオープン化と共有化
  - ・配慮を要する児童について，全職員で情報交換を実施（子どもを語る会）

#### 【早期対応】

- いじめの認知
  - ・認知後，児童の生命心身の保護を最優先に！速やかに，いじめ防止対策委員会の設置
  - ・関係機関と連携し，解消に向け専門的支援を要請
  - ・保護者，地域との連携
- いじめの解消
  - ・心理的，物理的行動が止んで3ヶ月以上継続している。
  - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないことを本人，保護者への面談で確認

具体的な対応の流れ



※ 校長・教頭・生徒指導担当（校内外）・児童支援・養護教諭・SC・SSW・関係教職員により構成する。

### 令和5年度 いじめ未然防止や早期発見のための年間計画

月	取り組み	具体的な内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童観察・児童理解</li> <li>○ 学級づくり</li> <li>○ 家庭訪問と学級懇談会</li> <li>○ 児童支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ事項の確認</li> <li>・学級経営, 指導方針, 指導方法の検討</li> <li>・学校, 学級の指導方針の説明</li> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめアンケート①</li> <li>○ 児童面談</li> <li>○ 子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童へのアンケート調査の実施</li> <li>・担任の個人面談による実態把握, 支援の確認</li> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援委員会</li> <li>○ 保護者面談(個人懇談会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童についての1学期の取り組みと2学期に向けて</li> <li>・保護者からの実態把握, 指導支援方針の確認</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修</li> <li>○ 夏休み後の児童観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題に対する理解と対策に関する研修</li> <li>・夏休み後の児童の様子を把握と指導方針の再検討</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童と2学期の取り組みについて情報交換</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもを語る会</li> <li>○ いじめアンケート②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> <li>・児童へのアンケート調査の実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童面談</li> <li>○ 子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任の個人面談による実態把握, 支援の確認</li> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者面談(個人懇談会)</li> <li>○ 児童支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの実態把握, 指導支援方針の確認</li> <li>・支援を要する児童についての2学期の取り組みと3学期に向けて</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬休み後の児童観察</li> <li>○ 児童支援委員会</li> <li>○ 学校評価アンケート</li> <li>○ いじめアンケート③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み後の児童の様子を把握と指導方針の再検討</li> <li>・支援を要する児童と3学期の取り組みについて情報交換</li> <li>・児童, 教職員, 保護者などを対象に学校評価アンケートを実施</li> <li>・児童へのアンケート調査の実施</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童面談</li> <li>○ 子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任の個人面談による実態把握, 支援の確認</li> <li>・支援を要する児童を中心とした実態把握と情報交換</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童支援委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する児童についての3学期の取り組みと来年度に向けて</li> </ul>

### ライフスキル教育年間指導計画

	7月	11月	2月
5年	<b>目標設定スキル</b> 「わたしにできること」, 「きっとできる」など	<b>対人関係スキル</b> 「ふわふわことば」, 「上手に話を聞こう」 など	<b>セルフエスティーム形成スキル</b> 「個性的であること」, 「自分ができることに目を向けよう」, 「お互いをよく知ろう」, など
6年	<b>意思決定スキル</b> 「勇気を出そう」, 「止まって! 考えて! 決めよう!」 など	<b>ストレス対処スキル</b> 「ストレスに強くなろう」, 「争いごとになる前に」など	

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態の市教委への報告

#### 重大事態

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時

### (2) 公平性と中立性が確保できる調査と組織

#### ・ 学校が主体となる場合

いじめ対応委員会等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。

#### ・ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

### (3) 調査の実施

当該事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

### (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

学校は教育委員会と相談の上、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告に努める。

### (5) 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

### (6) 再調査

調査結果について調査（再調査）を求められた場合、学校は全面的に協力し、当該重大事態と同種の事態の発生予防のため関係機関等と連携を密にし、児童の心のケアを図る。

### (7) 保護者への対応

保護者会の開催有無を決定し、それに伴い準備を進める。

### (8) マスコミ対応する際の留意点

- ① 管理職による窓口の一本化
- ② 複数のマスコミが来た時は、特別記者会見を開いて対応する。個別対応はしない。
- ③ 安易な報道で、児童を傷付けないよう依頼する。
- ④ はっきりした事実について、隠さずに公表する。

## 5 その他の事項

- ・ 本方針の主旨等については、学校便りなどで保護者に知らせるとともに、ホームページ上で公開し、周知を図る。
- ・ 本方針が効果的に機能しているかについては、『いじめ防止対策委員会』を中心に年度末に点検し、必要に応じて見直す。
- ・ 本方針の見直しにあたっては、学校のみならず学校評議員会の評価結果や保護者や地域からの意見を積極的に聴取する。